

友愛園短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

友愛園は介護保険の指定を受けています。
広島県指定 第 3470202098 号

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
5. 事故対応について	6
6. 秘密保持について	6
7. 身体拘束について	7
8. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 広島良城会
- (2) 法人所在地 広島市安佐南区伴東二丁目 30 番 11 号
- (3) 電話番号 082-848-2626
- (4) 代表者氏名 理事長 城谷良文
- (5) 設立年月日 昭和 48 年 5 月 11 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
平成 12 年 4 月 1 日指定
広島県 3470202098号

※当事業所は特別養護老人ホーム友愛園に併設されています。

- (2) 事業所の目的

友愛園短期入所生活介護事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体上及び精神的負担の軽減を図る。

友愛園短期入所生活介護事業所は、関係市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者その他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

友愛園短期入所生活介護事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

- (3) 事業所の名称 友愛園短期入所生活介護事業所
- (4) 事業所の所在地 広島市安佐南区伴東二丁目 30 番 11 号
- (5) 電話番号 082-848-2626
- (6) 事業所長（管理者）氏名 城谷和代
- (7) 当事業所の運営方針

友愛園はお年寄りが敬愛され、かつ、健全で安らかな生活が保障されるよう、また充実した設備と自然環境の中で、ゆとりとあたたかい愛情に包まれて毎日を過ごしていただけるよう努めます。医療機関と連携して利用者の心身の維持向上を図ります。

- (8) 開設年月日 昭和 49 年 9 月 2 日
- (9) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8:30 ～ 17:30 土・日・祝日は日直者を通じ担当者への連絡を行う。

- (10) 利用定員 10 人

(11) 居室等の概要

友愛園では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、4人部屋や2人部屋、1人部屋等ございますが、利用者の身体状況や、居室の空き状況により入居部屋の決定をします。

居室・設備の種類	室数	備考
2階4人部屋	12室	48床
1階2人部屋	4室	8床
2階2人部屋	8室	16床
3階2人部屋	8室	16床
1階1人部屋	3室	3床
2階1人部屋	5室	5床
3階1人部屋	4室	4床
合計	48室	100床（10床が短期専用床）
食堂兼ダイルーム	1カ所	
食堂	3カ所	
ダイルーム	2カ所	
機能訓練室	1カ所	
浴室	2室	特浴室、一般・機械浴室
医務室	2室	
静養室	2室	4床
洗面所	4カ所	1人・2人部屋には各室に1カ所

- * 厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備を含めた、友愛園の施設・設備です。この施設・設備利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。
- * 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況、他の入居者の身体状況による居室入所等の理由を勘案し、施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族にご相談の上、決定するものとします。

3. 職員の配置状況

友愛園では、ご契約者に対して施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	友愛園の定数	指定基準
施設長（管理者）	1名	常勤1名
介護職員	36名	看護師を含め33名
生活相談員	3名	入所者100名に1名
看護職員	5名	3名
機能訓練指導員	1名	1名以上
介護支援専門員	1名	入所者100名に1名
医師	1名（嘱託医師）	人数定めなし
管理栄養士	1名	1名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
医師（内科）	毎週火・金 13:00 ~ 15:00
介護職員	早出 7:00 ~ 16:00 4名
	中出 9:00 ~ 18:00 5~6名
	遅出 10:00 ~ 19:00 4名
	夜勤 16:30 ~ 翌9:30 4名
看護職員	8:30 ~ 17:30
機能訓練指導員	8:30 ~ 17:30

土曜日と日・祝日は看護・機能訓練指導員は上記と異なります。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|-----------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご契約者が負担 |
|-----------------------------------------------|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、通常9割が介護保険から給付されます。

（一定の所得がある方は8割又は7割となる場合があります）

＜サービスの概要＞

①居室の提供

②食事

- ・ 当施設では、委託業務によりますが、管理栄養士のもと栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食 8:00~9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 17:30~19:00

※食事代は毎食ごとに請求いたします。食事が不要な場合はご利用日の2日前の17:30までにお申出下さい。これを過ぎた場合、食事代を請求させていただきます。

③入浴

- ・ 入浴は週2回行います。入浴が困難な方は清拭を行います。
- ・ 身体に障害のある方も機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への援助

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 自立支援のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な静養が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いください。（サービスの利用金額は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

《介護給付の対象者》

（上段：従来型個室、下段：多床室 円/日）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 要介護度別 サービス利用料金	7,807	8,640	9,516	10,360	11,183
2. うち、介護保険から 給付される金額	7,026	7,776	8,564	9,324	10,064
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－ 2） （1割の場合 注1）	781	864	952	1,036	1,119
4. 居室に係る自己負担額	1,231 915				
5. 食事に係る自己負担額	朝食 295 円 昼食 575 円 夕食 575 円（1日 1,445 円）				
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	3,457	3,540	3,628	3,712	3,795
	3,141	3,224	3,312	3,396	3,479

注1：一定以上の所得のある方の自己負担割合が2割又は3割になる場合があります。

但し月々の利用者負担には上限があるため、全ての方の負担が2倍、3倍になるわけではありません。

《介護予防給付対象者》

(上段：従来型個室、下段：多床室 円/日)

ご契約者の要介護度	要支援 1	要支援 2
1. 要介護度別	5,834	7,152
サービス利用料金	5,834	7,152
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,250	6,436
	5,250	6,436
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1 - 2) (1割の場合 注1)	584	716
	584	716
4. 居室に係る自己負担額	1,231	
	915	
5. 食事に係る自己負担額	朝食 295 円 昼食 575 円 夕食 575 円 (1日 1,445 円)	
6. 自己負担額合計	3,260	3,393
(3 + 4 + 5)	2,944	3,076

注1：一定以上の所得のある方の自己負担割合が2割又は3割になる場合があります。

但し月々の利用者負担には上限があるため、全ての方の負担が2倍、3倍になるわけではありません。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けたあと、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) また、居室サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

◇ 当施設の居住費・食費の負担額

世帯の全員が市町村民税を課税されていない方や、生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

対象者		利用者負担	居住費(居室の種類により異なります)		食費
			多床室(相部屋)	従来型個室	
生活保護受給者		第1段階	0円	380円	300円
高齢福祉年金受給者					
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	合計所得金額と公的年金等収入の合計が80万円以下の方	第2段階	430円	480円	600円
	合計所得金額と公的年金等収入の合計が80万円超120万円以下の方	第3段階①	430円	880円	1,000円
	合計所得金額と公的年金等収入の合計が120万円を超える方	第3段階②	430円	880円	1,300円
上記以外の方		第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方には補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。		
			915円	1,231円	1,445円

(2) (1) 以外のサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①理髪・美容

月に 1 回、出張理美容による美容（理髪）サービスをご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり 1,900 円～

②ふれあい喫茶

園内にある喫茶店を各 150 円にてご利用いただけます。

③電気使用料：50 円（日額）

（個人的にテレビその他の電化製品を利用される方に、電気使用料としてご負担頂きます。携帯電話の充電も料金を頂きます。）

④レクリエーション・クラブ活動・その他行事

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動、その他行事に参加していただくことができます。なお、行事により一部自己負担をしていただく場合がございます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記①、②の料金・費用は、退園時にお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはなるべく早めにご相談ください。

5. 事故対応について

当施設における事故の対応については次のとおりとします。

- 1 当施設はご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 当施設は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しております。
- 3 当施設は、ご契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 秘密保持について

事業所は、業務上知り得た利用者及び代理人もしくはその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、本契約に基づく入所利用中及び入所利用終了後、第三者に漏らすことはありません。ただし、退所後の居宅介護支援事業者、もしくは他施設等との連絡調整等において必要な場合は、関係者以外の者に漏れることがないよう細心の注意を払い、個人情報を使用した会議名、相手方、内容などについての記録を残すことを条件に事業者は個人情報を利用できるものとします。

7. 身体拘束について

- 1 事業所は施設サービスの提供に当って、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2 事業所は緊急やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また併せて、利用者またその家族に対して事前に口頭および文章による説明を行い、文章による同意を得ます。

- 3 施設長を長とするケア検討委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消のため検討に努めます。

8. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 友愛園短期入所生活介護事業所 (082) 848-2626
 ○受付時間 毎週月曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 17:30

(苦情解決に向けて)

社会福祉法人広島良城会が設置する特別養護老人ホーム友愛園を含む全ての事業所が提供するサービスに対する苦情に適切に対応するため、次のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者を定めております。なお苦情解決の方法は、以下のとおりです。

	(所属部署)	(職 名)	(氏 名)
1 苦情受付責任者	特 養	生活相談員	池島 剛
2 特別処理委員会 (苦情解決責任者)	委員長	理事長	城谷良文
	副委員長	施設長	城谷和代
	特 養	看護主任	上原小百合
	〃	生活相談員	荒木聖司
	〃	介護支援専門員	横村良暁
	短期入所	生活相談員	秋田孝平
	特 養	管理栄養士	津田沙織
	〃	事務員	保本貴子
	デイサービス	生活相談員	中村麻子

- 3 第三者委員 伴東社会福祉協議会 役員 角田節子
 (住所：広島市安佐南区伴東 8-30-20 ☎(082)848 - 3692)
 伴東社会福祉協議会 役員 西村昌平
 (住所：広島市安佐南区伴東 8-55-10 ☎(082)848 - 3233)

4 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面により苦情受付担当者が随時受け付けます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と施設長及び第三者委員に報告いたします。施設長及び第三者委員は内容を確認し、苦情等申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情等申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情等申し出人は、特別処理委員もしくは第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、特別処理委員もしくは第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

- ア 苦情の内容の確認 イ 解決案の調整、助言
 ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県運営適正化委員会の紹介

本事業所で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることができます。

【広島県社会福祉協議会連絡先】

(住 所) 広島市南区比治山本町12-2

(電話番号) (082) 254-3419 (F A X) (082) 250-5155

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市安佐南区厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐南区中須1-38-13 電話番号 (082) 831-4943 受付時間 8:30 ~ 17:00
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 (082) 554-0770 受付時間 8:30 ~ 17:00
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 (082) 254-3411 受付時間 8:30 ~ 17:00

友愛園短期入所生活介護事業所のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

友愛園短期入所生活介護事業所

説明者職名 生活相談員

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、友愛園短期入所生活介護事業所のサービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

氏名 印

令和 年 月 日

上記代理人（代理人を選任した場合）

利用者住所

氏名 印